



## 長野県報

1月15日(木)  
令和8年  
(2026年)  
第675号

## 目次

## 告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（疾病・感染症対策課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の廃止（砂防課）	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	4
建築士法に基づく指定事務所登録機関の住所及び事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の届出（建築住宅課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

## 公告

県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧（農地整備課）	5
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	5
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	6

## 告示

## 長野県告示第12号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
飯田市立病院	飯田市八幡町438番地	令和11年1月5日

医療政策課

## 長野県告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
アイセイ薬局 伊那春日町店	伊那市西町5053-1	令和8年1月1日
ウエルシア薬局 諏訪富士見町店	諏訪郡富士見町落合10067番地1	令和8年1月1日

疾病・感染症対策課

**長野県告示第14号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字平志く 14876 の1、14876 の2、14876 のホ、14876 のト、14876 のリ、14876 のヌ、14876 のル、14876 のヲ、14876 のヨ、14877 の1、14878 のイ、字曲尾17392、17394 から 17396 まで

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第15号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字あしで 13805 の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第16号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字三山窪2083 の 242、字上大谷地2100 の 59、2100 の 65、2100 の 66、2100 の 68 から 2100 の 70 まで

## 2 指定の目的

水源の涵養  
かんよう

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上  
のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて  
縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第17号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、令和4年長野県報第304号で急傾斜地崩壊危険区域に指定した次の区域を廃止します。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
下落	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域	木曽郡大桑村	殿		1130番	1号
		"	"		1179番1	2号
		"	"		1176番	3号
		"	"		1125番1	4号
		"	"		1124番1	5号

砂防課

**長野県告示第18号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曽建設事務所及び大桑村役場に備え置きます。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
下落 4号	長野県木曽郡大桑村大字殿の区域内の土地のうち、1点から10点までを順次結んだ線及び1点と10点を結んだ線に囲まれた土地の区域	木曽郡大桑村	殿		1点 北緯 35度41分23秒9646 東経 137度39分46秒7429 2点 北緯 35度41分26秒9062 東経 137度39分50秒5745 3点 北緯 35度41分28秒0359 東経 137度39分52秒3027 4点 北緯 35度41分27秒5162 東経 137度39分52秒9373 5点 北緯 35度41分23秒2230 東経 137度39分54秒7778 6点 北緯 35度41分22秒4440 東経 137度39分53秒0022 7点 北緯 35度41分23秒2508 東経 137度39分51秒6442 8点 北緯 35度41分23秒2983 東経 137度39分50秒1089 9点 北緯 35度41分23秒5718 東経 137度39分49秒2075 10点 北緯 35度41分23秒7177 東経 137度39分47秒2721

砂防課

**長野県告示第19号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称

上野

- 2 指定を解除する区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第20号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関の住所及び事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第26条の3第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定事務所登録機関の名称

一般社団法人長野県建築士事務所協会

- 2 指定事務所登録機関の住所

(変更前) 長野市大字中御所字岡田124番地1

(変更後) 長野市南長野西後町1597番地1 長野表参道ビル 6F

- 3 事務所登録等事務を行う事務所の所在地

(変更前) 長野市大字中御所字岡田124番地1

(変更後) 長野市南長野西後町1597番地1 長野表参道ビル 6F

- 4 変更年月日

令和8年2月1日

建築住宅課

**長野県長野建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年2月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

長野県長野建設事務所長 坂口一俊

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 信州新中条線

- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市信州新町上条字千原田2382番の1地先から 長野市信州新町上条字千原田2385番の1地先まで	旧	m 6.9～11.0	km 0.0645
同上	新	6.9～17.0	0.0645

道路管理課

**長野県長野建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年2月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

長野県長野建設事務所長 坂口一俊

1 (1) 路線名 古屋敷堺ノ沢線

(2) 供用を開始する区間

長野市中条日下野字城下63番の3地先から

長野市中条日下野字城下62番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和8年1月15日

2 (1) 路線名 信州新中条線

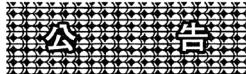
(2) 供用を開始する区間

長野市信州新町上条字千原田2382番の1地先から

長野市信州新町上条字千原田2385番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和8年1月15日

道路管理課

**公告**

県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による長野市長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業変更計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月16日から令和8年2月4日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

4 意見書の提出方法

縦覧期間満了までに、長野県長野地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課

**公告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部守一